

## 香港特別行政区基本法草案

——意見を徴するための草稿——

王 子 天 德

本稿は横浜商大論集第二二巻第一号に掲載した拙稿「香港の将来に関する中英協議」の続編資料である。前稿で香港返還問題の歴史的背景、中英両国の共同声明及びその関連備忘録を明らかにした。本稿ではその共同声明を骨子とする具体的な法制化としての第一次草案（一九八八年四月）を原文通り、次に訳出する。

### 序 言

香港は古くから中国の領土<sup>①</sup>であり、一八四〇年のアヘン戦争以後英国に占領されてきた。一九八四年十二月十九日、中

英両国政府は、香港問題に関する共同声明に署名し、中華人民共和国が一九九七年七月一日香港に対する主権の行使を回復し、これにより長い間全中国人民が香港を回収する共通の願望を実現させることを確認した。

国家の統一と領土の保全を維護し、香港の繁栄と安定を維持し、同時に香港の歴史と現実の状況を考慮して、国家は香港に対して主権の行使を回復した際、中華人民共和国憲法第三十一条の規定により香港特別行政区を確立することを決定し、同時に「一国二制度」の方針に従い、香港において社会主義の制度と政策を實行しないことを決定した。国家が香港に対する基本方針と政策は、我国政府が、中英共同声明の中

で既に明らかにしている。

中華人民共和国憲法に従い、全国人民代表大会が特に中華人民共和国香港特別行政区基本法を制定し、香港特別行政区において実施する制度を規定し、以つて国家が香港に対する基本方針政策の実施を保障する。

## 第一章 総則

第一条 香港特別行政区は中華人民共和国の不可分の一部である。

第二条 全国人民代表大会は香港特別行政区に授權を行い、本法の規定に従つて高度の自治を実施し、行政管理権、立法権、独立した司法権と終審権を享有する。

第三条 香港特別行政区の行政機関と立法機関は、香港の永住権を有する住民が、本法の関連規定に従つて組織する。

第四条 香港特別行政区は社会主義制度と政策を実施せず、従来の資本主義制度と生活様式を保持し、五十年間変らな

い。  
第五条 香港特別行政区は法により香港特別行政区住民及び其他の人々の権利と自由を保障する。

第六条 財産の取得、使用、処分及び相続の権利を含む所有権並びに法による財産の収用に対しての求償権はすべて法律の保護を受ける。財産の収用に対する補償は当該財産の實際価値に相当することを要し、且つ自由に兌換することができ、故なく遅延して支払つてはならない。

第七条 香港特別行政区内の土地と天然資源は国家の所有に属し、香港特別行政区政府が管理、使用、開発、賃貸或は個人又は法人団体に使用或は開発する許可を与え、その収入はすべて香港特別行政区政府の支配に帰する。

第八条 香港従来の法律、即ち普通法、衡平法、条例、附属立法及び慣習法は、本法と抵触するもの或は香港特別行政区の立法機関によつて修正されたものを除き、これを保留する。

第九条 香港特別行政区の行政機関、立法機関及び司法機関は中国語を使用する他、更に英語を使用することができる。

第十条 中華人民共和国憲法第三十一条の規定により、香港特別行政区の政策と制度、即ち社会、経済制度、住民の基本的権利と自由を保障することに關する制度及び行政管理、立法と司法方面の制度を含む諸制度はすべて本法の規定に依拠する。

香港特別行政区立法機関の制定するすべての法律は、本法に抵触してはならない。

## 第二章 中央と香港特別行政区の関係

第十一条 香港特別行政区は中華人民共和国の高度な自治権を享有する一つの地方行政区域であり、中央人民政府がこれを直轄する。

第十二条 中央人民政府は香港特別行政区に関係する外交事務の管理の責に任ずる。

中央人民政府は香港特別行政区に対し本法に依り、自ら関連する対外事務の処理についての授權を行う。

中華人民共和国外交部は香港に機構を設置し、外交事務を処理する。

第十三条 中央人民政府は香港特別行政区の防衛業務の管理に責を負う。

中央人民政府が香港特別行政区に防衛の任にあたるために派遣した軍隊は香港特別行政区の地方事務に干与しない。香港特別行政区政府は必要あるとき、中央人民政府に対し、社会秩序の維持と災害の救助のため、軍隊の駐留を請求し、

その協力を求めることができる。

駐留軍は全国的な法律を遵守する他、同時に香港特別行政区の法律をも遵守せねばならない。

軍の駐留費は中央人民政府が負担する。

第十四条 中央人民政府は本法第四章の規定に従い、香港特別行政区行政長官と行政機関の主要公務員を任命する。

第十五条 香港特別行政区は行政管理権を享有し、本法の關係規定に従い、自ら財政、金融、經濟、工業、貿易、稅務、郵便、民用航空、海事、交通運輸、漁業、農業、人事、民政、勞務、教育、医療衛生、社会福利、文化娛樂、市政建設、都市計画、住宅、不動産、治安、出入国、天文氣象、通信、科学技術、体育及び其他の行政事務を処理する。

第十六条 香港特別行政区は立法権を享有する。

香港特別行政区の立法機関が制定した法律は全国人民代表大會常務委員會に報告しなければならない。この報告は当該法律の発効に影響を与えない。

全国人民代表大會常務委員會がその所屬の香港特別行政区基本法委員會の意見<sup>②</sup>を徴した後、香港特別行政区の何らかの法律が本法から逸脱するか又は法定手続きをふまえていないと認めるとき、その關係法律を再議に差戻し、或は

それを取消することができる。但し修正を行うことをしない。  
全国人民代表大会常務委員会から差戻されたり、或は取消された法律は即時失効する。当該法律の失効は溯及力を有しない。

第十七条 香港特別行政区において施行される法律は本法及び本法第八条規定の香港従来法律及び香港特別行政区立法機関が制定した法律とする。

全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会の制定した法律は、本条第三項の規定以外は香港特別行政区において施行しない。

全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会の制定した国防、外交に関する法律及び其他国家統一と領土の保全に関連し且つ本法の規定に依り、香港特別行政区の高度自治に属さない法律で、香港特別行政区において施行すべきものは、國務院より香港特別行政区政府に対し、当地において公布或は立法を行いその実施を指令する。

緊急の場合を除き、國務院は上述の指令を發布する前に、すべて事前に香港特別行政区基本法委員会と香港特別行政区政府の意見を徴する。

香港特別行政区政府が國務院の指令を遵守しないときは、

國務院は命令を發布し、上述の法律を香港特別行政区において実施する。

第十八条 香港特別行政区は独立の司法権と終審権を享有する。

香港特別行政区裁判所は引き続き従来法律の原則が裁判所の裁判権に対して加えた制限を維持する他、すべての事案に対して裁判権を有する。

香港特別行政区裁判所は中央人民政府所轄の国防、外交事務及び中央人民政府の行政行為に関する事案に対して管轄権を有しない。香港特別行政区裁判所は事件の審理過程において、国防、外交及び中央人民政府の行政行為に牽連する問題が出たとき、行政長官の意見を徴しなければならぬ。行政長官が当該問題に対して発行した証明文書は裁判所に対し拘束力を有する。

行政長官が上述の証明文書を発行する前、全国人民代表大会常務委員会或は國務院の証明書を取得しなければならぬ。

第十九条 香港特別行政区は全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会及び國務院が授与した其他権力を享有することができる。

第二十条 香港特別行政区住民の中の中国公民は法により国家事務の管理に参加することができる。

全国人民代表大会常務委員会において確定した定員枠と代表産出方法により、香港住民中の中国公民から、香港において選出された香港特別行政区の全国人民代表大会代表によって国家最高権力機関の職務に参加する。

第二十一条 中央人民政府所属の各部門、各省、自治区、直轄市はすべて香港特別行政区が本法に基づいて自ら管理を行う事務に干渉してはならない。

中央各部門、各省、自治区、直轄市が香港において機構を設立する必要があるときは香港特別行政区政府の同意を経て、中央人民政府の批准を得なければならない。

中央各部門、各省、自治区、直轄市が香港において設立したすべての機構及びその人員はすべて香港特別行政区の法律を遵守しなければならない。

中国其他地区の人民が香港特別行政区に入るときは批准の手続きを必要とする。

香港特別行政区は北京において事務処理機構を設立することができる。

第二十二条 香港特別行政区は法律であらゆる国家統一を破

壊する行為及び中央人民政府を覆えず行為を禁止しなければならない。

### 第三章 住民の基本権利と義務

第二十三条 香港特別行政区住民は香港住民と簡稱し、永久的住民と非永久的住民を含む。

香港特別行政区永久的住民とは、

(一) 香港特別行政区成立前或は成立後香港において出生した中国公民

(二) 香港特別行政区成立前或は成立後、香港において通常  
の居住が七年以上連続した中国公民

(三) 第一、第二各項の住民が香港以外の地域において出生した中国籍子女

(四) 香港特別行政区成立前或は成立後、香港において通常  
の居住が七年以上連続し且つ、香港を永久居住地とする  
非中国籍の住民

(五) 香港特別行政区成立前或は成立後第四項の住民が香港  
において出生した二十一歳未満の子女

(六) 第一から(五)項に列挙した住民以外の香港特別行政区成

立前、単に香港において居留権を有する住民

以上の住民は香港特別行政区において居留権を享有し、

香港特別行政区法律により、その永久的居住権を有するところが記載された永久的住民身分証を取得する資格を有する。

香港特別行政区の非永久的居民とは、香港特別行政区法律により、香港居住民証を取得する資格を有するも、居住権を有しない住民をいう。

第二十四条 香港住民は国籍、人種、民族、言語、性別、職業、宗教の信仰、政治信条、教育水準、財産の状況を分かたず、法律的に一律平等である。

第二十五条 満二十一歳以上の香港特別行政区永久的住民はすべて法により選挙権と被選挙権を享有する。

第二十六条 香港住民は言論、新聞、出版の自由、結社と労働組合の組織、参加、同盟罷業の自由、集会、デモの自由を享有する。

第二十七条 香港住民の人身の自由は侵害されない。

香港住民は不法逮捕、拘留又は監禁を受けない。すべての非合法手段による住民の人身の自由の剝奪、制限を禁止する。居住民に対する非合法的な身体の捜査を禁止する。

第二十八条 香港住民の住居及び其他家屋は侵犯を受けない。

非合法の家宅捜査及び非合法の住民居宅及び其他家屋の侵入は禁止する。

第二十九条 香港住民の通信の自由と通信の秘密は法律の保護を受ける。公共の安全と刑事犯罪捜査の必要から、関係機関が法定の手続きに従って通信に対し検査を行うのであれば、すべての官庁部門或は個人はどのような理由でも住民の通信の自由と通信の秘密を侵犯してはならない。

第三十条 香港住民は香港特別行政区内において住居移動の自由を有し、他国又は他地区への移住の自由を有する。有効な旅行証明を所持する香港住民は旅行と域内出入の自由を有する。法律の制限を受けるのでなければ自由に香港特別行政区を離れることができ、特別な許可を必要としない。

第三十一条 香港住民は信仰の自由を有する。香港住民は宗教信仰の自由を有し、布教及び公開の場で宗教活動を挙行又は参加する自由を有する。

第三十二条 香港住民は職業選択の自由を有する。

第三十三条 香港住民は学術研究、文学藝術創作及び其他文化活動を行う自由を有する。

第三十四条 香港住民は秘密裏に法律相談を行い、裁判所に

において訴訟を提起し、弁護士を選任して自己の合法的權益を適時に保護し、或は法廷においてその代理人とし、並びに司法救済を求める権利を有する。

香港住民は行政部門及び行政官吏の行為に対し、裁判所に対して訴を提起する権利を有する。

第三十五条 香港住民は社会福祉を享受する権利を有し、労働者の福利待遇は法律の保護を受ける。

第三十六条 香港住民の婚姻の自由と自発的に出産育児を行う権利は法律の保護を受ける。

第三十七条 香港住民は香港特別行政区法律の保障する其他の権利と自由を享有する。

第三十八条 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の

香港に適用される関連規定は香港特別行政区法律を通してこれが実施される。

第三十九条 香港住民が享有する権利と自由は法の規定を除き、これを制限することができない。但しこの種の制限は国家の安全、社会の秩序、社会の公安、公共衛生、公共道徳及び他人の権利と自由を保護するために必要である場合に限られる。

第四十条 「新界」従来の住民の合法的伝統權益は香港特別行政区の保護を受ける。

第四十一条 香港特別行政区内の香港住民以外の其他の人々は、法により本章規定の香港住民の権利と自由を享有する。

第四十二条 香港住民及び香港在住の其他の人々は香港特別行政区法律を遵守する義務を有する。

## 第四章 政治体制

### 第一節 行政長官

第四十三条 香港特別行政区行政長官は香港特別行政区の首長であり、香港特別行政区を代表する。

香港特別行政区行政長官は本法の規定により、中央人民政府と香港特別行政区に対し責を負う。

第四十四条 香港特別行政区行政長官は、満四十歳以上、香港において通常の居住が連続して満二十年以上の香港特別行政区永久的居民中の中国公民がこれを担任する。

第四十五条 香港特別行政区行政長官は当地において選挙或は協議を経て選出し、中央人民政府がこれを任命する。

行政長官選任の具体的方法は**附属文書一**「香港特別行政

区行政長官の産出方法」により規定される。

### 附属文書一の規定する行政長官の産出方法は香港特別行

政区の実際情況と漸進の原則により変更することができる。

この変更は香港特別行政区立法会議全構成員三分の二の多数決を経て行政長官の同意と全国人民代表大会常務委員会の批准を得なければならない。

第四十六条 香港特別行政区行政長官の任期は五年とし、連任は一回とする。

第四十七条 香港特別行政区行政長官は、廉潔無私、職務に忠実でなければならない。

行政長官が就任する際、香港特別行政区終審裁判所首席裁判官に対してその財産を申告し、秘密裏に記録にとどめる。

第四十八条 香港特別行政区行政長官は次の職権を行使する。

- (一) 香港特別行政区政府を統率する。
- (二) 本法及び本法により香港特別行政区に適用される其他法律の執行に責を負う。
- (三) 立法會議で可決された法案に署名し、法律を公布する。  
立法會議で可決された財政予算案、決算案に署名し、中央人民政府に報告する。

(四) 政府の政策を決定し、行政命令を發布する。

(五) 中央人民政府に下記主要公務員の人選を提案し、その任命を要請する。各部部长、副部长、各局局长、廉政專員、審計署署長、警務処長、外事処長<sup>③</sup>。

中央人民政府に対し、上述公務員の免職を要請する。

必要に応じ且つ中央人民政府の批准を経て、局級或は局級以上の顧問を招聘する。

(六) 法定手続きにより、各級裁判所の裁判官を任免する。

(七) 法定手続きにより、公務員を任免する。

(八) 中央人民政府が本法規定による関連事項について出した指令を執行する。

(九) 香港特別行政区政府を代表し、中央が授権した対外事務及び其他事務を処理する。

(十) 立法會議に提出された財政収入或は支出の動議を批准する。

(十一) 安全と公共の利益に対する考慮に依拠し、政府公務員或は其他政府の公務に責を負う人員が立法會議に対し、証人となったり、証拠を提供したりすべきか否かを決定する。

(十二) 刑事犯罪人の刑罰を赦免或は軽減する。



(三) 請願、陳情事項を処理する。

第四十九条 香港特別行政区長官は立法會議が決議した法案が香港特別行政区全体の利益に合致しないと認めるときは、三箇月以内に当該法案を立法會議に差戻し再議させることができる。立法會議が全構成員の三分の二を下らない多数で再度原案を可決したとき、行政長官は一箇月以内に署名公布或は本法第五十条の規定によつて処理しなければならぬ。

第五十条 行政長官が立法會議において再度可決通過した法案の署名を拒否し、或は立法會議が政府提出の財政予算法案又は其他重要法案を否決し、協議を経てもなお意見の一致を見ないときは、行政長官は立法會議を解散させることができる。

行政長官が立法會議を解散させる前、行政會議の意見を徴しなければならない。行政長官はその一期の任期において立法會議を一度に限り解散させることができる。

第五十一条 立法會議が政府提出の財政予算法案の承認を拒否したり、或は立法會議が既に解散されて財政支出の承認が不可能なとき、行政長官は新立法會議が選出されるまでの期間、前財政年度の支出基準に従つて臨時に短期支出の

承認を行うことができる。

第五十二条 香港特別行政区長官は次の事項の一あるときは辞任しなければならない。

(一) 重病もしくは其他の原因により職務の遂行が不能になつたとき

(二) 再度立法會議が可決通過させた法案の署名を拒否し、立法會議を解散させ、再選された立法會議が、やはり三分の二以上の多数で係争中の原案を可決通過させたとき

(三) 立法會議が財政予算法案或は其他重要法案の可決を拒否したため、立法會議を解散させ、再選された立法會議が引続き係争の原案の可決を拒否したとき

第五十三条 香港特別行政区行政長官が短期間職務を遂行できないとき、順序により政務部長、財務部長、律政部長により臨時にその職務を代理する。

行政長官が空位るとき、六箇月以内に新行政長官を選任しなければならない。行政長官が空位の期間、その職務の代理は前項の規定による。

第五十四条 香港特別行政区行政會議は行政長官の政策決定を輔佐する機構である。

第五十五条 香港特別行政区行政會議の構成員は、行政機関

の主要公務員、立法会議の構成員及び学識経験者の中から行政長官が委任し、その任期或は任期満了前の委任の打切りは行政長官がこれを決定する。行政会議構成員の任期は、その委任を行った行政長官の任期を越えてはならない。

香港特別行政区行政会議構成員は香港特別行政区永久的居民中の中国公民が担任する。

行政長官が必要と認めたととき、関連する人員を会議に列席要請することができる。

第五十六条 香港特別行政区行政会議は行政長官が主催する。行政長官が重要な政策決定をなし、立法会議に法案を提出し、附属法規を制定し、並びに立法会議を解散させる前に行政会議の意見を徴しなければならない。但し人事の任免事項、法律違反制裁事項及び緊急情況下において行う措置は除外する。

行政長官が行政会議構成員の多数意見を採用しないときは、その具体的理由を記録に残さなければならない。

第五十七条 香港特別行政区に廉政公署を設立し、独立して職権を行使し、行政長官に対し、責を負う。

第五十八条 香港特別行政区に審計署を設立し、独立して職権を行使し、行政長官に対し、責を負う。

## 第二節 行政機関

第五十九条 香港特別行政区政府は香港特別行政区行政機関である。

第六十条 香港特別行政区政府の首長は香港特別行政区行政長官である。

香港特別行政区政府に政務部、財政部、律政部及び各局、処、署を設ける。

香港特別行政区政府の組織は法律でこれを定める。

第六十一条 香港特別行政区の主要公務員は香港において通常の居住が連続して満十五年以上の香港永久的住民の中の中国公民が担任する。<sup>④</sup>

第六十二条 香港特別行政区政府は次の職権を行使する。

- (一) 政策を画定執行する
- (二) 本法第十五条に規定された各項行政事務の管理
- (三) 本法に規定された中央人民政府授權の対外事務の処理
- (四) 財政予算と決算の編制及び提案
- (五) 法案・議案・附属法規の草擬と提案

第六十三条 香港特別行政区の檢察部門は独立して刑事檢察事案を処理し、何らの干渉をも受けない。

第六十四条 香港特別行政区行政機関は法律を遵守せねばならない。また、香港特別行政区立法会議に対し責を負い、立法会議において可決成立発効した法律を執行し、定期的立法会議に対し、施政報告を行い、立法会議構成員の質疑に応答し、更に徴税と公共の支出は立法会議の批准を経なければならぬ。

第六十五条 従来からの行政機関により設立された諮問組織の制度は引続き存続する。

### 第三節 立法機関

第六十六条 香港特別行政区立法会議<sup>⑤</sup>は香港特別行政区の立法機関である。

第六十七条 香港特別行政区立法会議は混合選挙により選出される。

立法会議産出の具体的方法は**附属文書二**「香港特別行政区立法会議の産出方法」の規定による。

**附属文書二**の規定する立法会議の産出方法は香港特別行政区の実際の情況と漸進の原則により変更することができ、この変更は香港特別行政区立法会議構成員全体の三分の二の多数の可決を経て、行政長官の同意を得た後全国人

民代表大会常務委員会の批准を要する。

第六十八条 香港特別行政区立法会議は、任期を四年とする。

第六十九条 香港特別行政区立法会議が行政長官から本法の規定によって解散させられたとき、三箇月以内に本法第六十七条の規定に従って、あらためて、選挙を行わなければならない。

第七十条（案一） 香港特別行政区立法会議主席は立法会議構成員の互選により産出する。

香港特別行政区立法会議主席は満四十歳以上、香港において通常の居住が連続して満二十年以上の香港特別行政区永久的住民の中の中国公民が担任する。

（案二） 香港特別行政区立法会議主席は行政長官が兼任する。

第七十一条 香港特別行政区立法会議主席は次の職権を行使する。

- (一) 会議を主催する。
- (二) 議事日程を決定、掌握する。
- (三) 開会時間を決定する。
- (四) 休会期間中に特別会議を招集することができる。
- (五) 立法会議議事規則に規定された其他の職権。

第七十二条 香港特別行政区立法會議は次の職権を行使する。

(一) 本法の規定により、且つ法定の手續きに從つて法律を制定・廃止及び修正する。

(二) 行政機関の提案する財政予算、決算を審査、議決する。

(三) 税収及び公共支出を批准する。

(四) 行政長官の施政報告を聴取し、弁論を行う。

(五) 行政機関の職務執行に対し、質疑を行う。

(六) あらゆる公共の利益に関連する問題について弁論を行う。

(七) 終審裁判所裁判官と高等裁判所首席裁判官の任免。

(八) 香港住民の陳情を受理し、それを処理する。

(九) 行政長官に重大な違法或は職務にもとる行為があると  
き、立法會議構成員全員の四分の一の共同動議により、  
立法會議において可決された場合、独立した調査委員会  
を組織することができ、その主席は終審裁判所の首席裁  
判官が担当し、責任をもつて調査を進め、立法會議に対  
し報告を行う。

当該委員会が、上述の訴追を行うに足る充分な証拠が  
あると認めるとき、立法會議は構成員全体の三分の二以  
上の多数で弾劾案を可決提出することができ、中央人民

政府に報告しその決定をまつ。

第七十三条 (案一) 香港特別行政区立法會議の構成員は、

本法の規定に依拠し、且つ法定の手續に從つて個別或は連  
名で法律案を提出することができる。但し次の三項目は提  
出前に行政長官の書面による同意を必要とする。

(一) 財政収入或は支出に関連するもの。

(二) 政府の政策に関連するもの。

(三) 政府の組織及び管理運営に関連するもの。

(案二) 香港特別行政区立法會議構成員は本法の規定  
に依拠し、且つ法定の手續きに從つて法律案を提出する。  
すべての公共の支出及び公共の政策に関連しない法律案は、  
立法會議構成員個別に或は連名で提出することができる。

第七十四条 香港特別行政区立法會議が會議を挙行する法定  
員数は構成員全体の二分の一以上である。

本法に別に規定がある場合を除き、香港特別行政区立法  
會議が法案及び議案に対する表決は、出席者の過半数の可  
決をもつて成立とする。

立法會議の議事規則は、立法會議が制定する。但し本法  
に抵触してはならない。

第七十五条 香港特別行政区立法會議で可決された法案は行

政長官の署名公布を経た後はじめて発効する。

第七十六条 香港特別行政区立法会議構成員が立法会議の席上における発言は法律の訴追を受けない。

第七十七条 香港特別行政区立法会議構成員が会議に出席する時及び会議出席のための途上において逮捕されない。

第七十八条 香港特別行政区立法会議構成員に次の事情のいずれがあるとき、立法会議主席がその立法会議構成員の資格喪失を宣告する。<sup>⑥</sup>

(一) 重病もしくは其他情況により職務の履行が不可能になつたとき。

(二) 立法会議主席の同意を得ないで、連続して三箇月会議に出席しないとき。

(三) 香港特別行政区永久的住民の身分を喪失或は放棄したとき。

(四) 破産或は裁判所により債務履行の裁定を受けた後もそれを履行しないとき。

(五) 香港特別行政区の区内或は区外において刑事犯罪の訴追を受け、入獄一箇月以上の判決があり、且つ立法会議出席構成員の三分の二以上の可決でその職務を解除したとき。

(六) 素行が善良でなく、又は誓約に違反し立法会議出席構成員の三分の二以上の可決で譴責が決定したとき。

#### 第四節 司法機関

第七十九条 香港特別行政区各級裁判所は香港特別行政区の司法機関であり、香港特別行政区における裁判権を行使する。

第八十条 香港特別行政区に終審裁判所、高等裁判所、区域裁判所、裁判署法廷及び其他専門法廷を設置する。高等裁判所に控訴法廷と原訴法廷を設置する。

従来香港において実施されている司法体制は、香港特別行政区終審裁判所を設置することによる変化を除き、そのまま維持する。

第八十一条 香港特別行政区の終審権は香港特別行政区の終審裁判所に属する。終審裁判所は、必要に応じて其他コモナー適用地区の裁判官の裁判参加を要請することができる。

第八十二条 香港特別行政区各級裁判所の組織と職権は法律でこれを規定する。

第八十三条 香港特別行政区裁判所は本法第十七条に規定し

た香港特別行政区に適用される法律に照らして審判を行う。  
其他のコモンローを適用している地区の司法判例は参考と  
することができる。

第八十四条 香港特別行政区裁判所は独立して審判を行い、  
何らの干渉も受けない。司法職員が審判職責を履行する行  
為は法律の訴追を受けない。

第八十五条 従来香港において施行されている陪審制度の原  
則は、これを維持する。

第八十六条 香港特別行政区の刑事訴訟と民事訴訟の中にお  
いて従来香港において適用されている原則と当事者の享有  
する権利は引続き維持される。

第八十七条 香港特別行政区裁判所の裁判官は当地裁判官、  
法曹界及び其他方面の著名人によって組織された独立の委  
員会が推薦を行い、行政長官によって任命される。

第八十八条 香港特別行政区裁判所の裁判官が職責を履行す  
る能力を欠いたとき或は素行が不良のとき、行政長官は、  
終審裁判所首席裁判官が任命した三名を下回らない当地の  
裁判官により組織された審議廷の建議に基づき、これを免  
職することができる。

香港特別行政区終審裁判所の首席裁判官が職責を履行す

る能力を欠いたとき或は素行が不良のとき、行政長官は五  
名を下回らない当地裁判官を任命し審議廷を組織して審議  
を行い、その建議に基づいて、本法の定める手続きにより、  
これを免職することができる。

第八十九条 本法第八十七条及び第八十八条の規定する手続  
きの他、香港特別行政区終審裁判所の裁判官と高等裁判所  
の首席裁判官の任命或は免職は、なお行政長官から香港特  
別行政区立法會議の同意を徴することを要し、且つ全国人  
民代表大会常務委員会に報告する。

第九十条 香港特別行政区裁判官以外の其他司法公務員は従  
来の任免制度を引続き維持する。

第九十一条 香港特別行政区の裁判官と其他司法公務員は、  
本人の司法及び専門の才能に基づいてのみ選任すべきであ  
り、又其他コモンロー適用地域からも招聘することができる。  
る。

第九十二条 香港特別行政区成立前に、香港において在職し  
た裁判官と其他司法公務員はすべて留用することができる、  
その年功は保持され、給与、手当、福利待遇及び勤務条件  
は従来の基準を下回らない。

第九十三条 定年又は規定によって退職する裁判官及び其他

の司法公務員、香港特別行政区成立前既に定年又は退職したものを含み、その所属する国籍或は居住地点を問わず、香港特別行政区政府は、これら人員に対し、従来の基準を下回らない水準で彼等或はその家族に対し、その得るべき退職金、報酬、手当及び福利費を支払う。

第九十四条 香港特別行政区は、全国の其他地区司法機関と協議を経て、法により司法方面の連繋と相互共助を行うことができる。

第九十五条 中央人民政府の協力或は授權の下に、香港特別行政区政府は外国と司法互助関係について適当な措置を講じることができる。

## 第五節 区域組織

第九十六条 香港特別行政区は、非地方政権的な区域組織を設置し、香港特別行政区政府の地区管理及び其他事務に関する諮問を受け、或は文化、娯楽、環境衛生等のサービス<sup>⑧</sup>の提供を委任することができる。

第九十七条 区域組織の職権と組織方法は法律によって定めらる。

## 第六節 公務員

第九十八条 香港特別行政区政府各部門に勤務する公務員は、香港特別行政区の永久的住民でなければならない。本法第一〇〇条に規定されたもの或は法律の規定によって、特定給与号俸以下のものはこの限りではない。

第九十九条 香港特別行政区成立前、警察部門を含む香港政府の各部門に在職した公務員はすべて留用することができる。その年功は保持し、給与、手当、福利待遇と勤務条件は従来の基準を下回らない。

第一〇〇条 香港特別行政区政府は元香港公務員中の、或は香港特別行政区永久的住民身分証を所持する英国籍及び其他国籍の人員を政府部内の各級公務員に任用することができる。但し、次の各職、級の公務員は香港特別行政区永久的住民中の中国公民が担任する。各部部长、副部长、各局局长、廉正專員、審計署署長、保安局副局長、人事局副局長、警務処長、副処長、外事処長、副処長、入国事務処長、税関總監。

香港特別行政区政府は、更に英国籍及び其他外国籍の人員を招聘し、政府部門の顧問を担当させ、必要あるときは香港特別行政区以外の区域から、資格を有する人員を招聘

し、政府部門の専門及び技術職を担任させることができる。  
上述の外国籍の人員は個人の資格のみで招聘されることに  
限られ、香港特別行政区政府に対し責を負う。

第一〇一条 定年或は規定に従って退職した公務員、香港特  
別行政区成立前に定年或は規定に従って退職した公務員を  
含み、その所属国籍或は居住地点を問わず、香港特別行政  
区政府は、従来の基準を下回らない水準によって、彼等或  
はその家族に対し、その得るべき退職金、報酬、手当及び  
福利費を支払う。

第一〇二条 公務員はその本人の資格、経験及び才能によつ  
て任用、考課昇進させ、公務員の任用、給与、勤務条件に  
責を負う専門機構を含め、香港従来の公務員の招聘、雇用、  
考課、紀律、訓練及び管理に関する制度は、外国籍人員に  
特権的待遇を与える規定を除き、これを維持する。

第一〇三条 香港特別行政区行政長官、主要公務員、行政会  
議構成員、立法會議構成員、各級裁判所裁判官及び司法公  
務員は就任の際、法により宣誓しなければならない。

## 第五章 経 済

### 第一節 財政と税収

第一〇四条 香港特別行政区の財政は独立する。

香港特別行政区の財政収入はすべて、当地の需要のため  
に支出し、中央人民政府に上納しない。

第一〇五条 香港特別行政区政府の財政予算は、収入額を限  
度として支出額を決定することを原則とする。

香港特別行政区政府の財政総収入と財政総支出は、若干  
財政年度内において、基本的平衡を保持する。

香港特別行政区財政予算収支の増加率は若干財政年度内  
において、当地総生産額の増加率を超過しないことを原則  
とする。

第一〇六条 香港特別行政区は独立した税収制度を実施する。

中央人民政府は香港特別行政区において徴税を行わない。

第一〇七条 香港特別行政区は引続き低税額政策を実施する。

第一〇八条 香港特別行政区の税の種類、税率及び税収の猶  
予、免除は法律で規定する。



## 第二節 金融と貨幣

第一〇九条 香港特別行政区政府は、必要条件を提示し、且つ必要な措置を講じて、香港特別行政区の国際金融中心としての地位を保持する。

第一一〇条 香港特別行政区は引続き自由開放の貨幣金融政策を実施する。貨幣金融制度は法律で規定する。

第一一一條 香港特別行政区は外国為替管理制度を実施しない。引続き外国為替、金地金、証券市場及び商品先物取引市場を開放する。

第一一二条 香港特別行政区政府は、一切の資金の流通及び流出入の自由を保障する。

第一一三条 香港特別行政区政府は、金融企業及び金融市場経営の自由を保障し、同時に法により管理と監督を行う。

第一一四條 香港ドルは香港特別行政区の法定貨幣であり、引続き流通し、自由に兌換できる。

第一一五條 香港ドルの発行権は香港特別行政区政府に属する。香港ドルの発行制度は法律で定める。

香港ドルの発行は、百分の百を下回らない自由兌換可能な外貨の準備金がなければならない。

香港特別行政区政府は香港ドルの発行基盤が健全である

ことを確認し、又発行の措置が香港ドルの安全に合致するという条件の下に、指定銀行に授權を行い、法定権限に依拠して香港ドルを発行或は継続発行することができる。

第一一六條 香港特別行政区の外貨基金は、香港特別行政区政府がこれを管理、支配し主に香港ドルの為替レート調整のために使用する。

## 第三節 対外経済貿易

第一一七條 香港特別行政区は引続き自由対外経済貿易政策を実施する。

香港特別行政区政府は、貨物、無形財産及び資本の流通の自由を保障する。

外来の投資は法律の保護を受ける。

第一一八條 香港特別行政区は引続き、自由港とする。

香港特別行政区は、法律に別の規定がある他は、関税を徴収しない。

第一一九條 香港特別行政区は、単独の関税地区とする。

香港特別行政区は、「中国香港」の名義で関税と貿易に関する一般協定（ガット）優遇貿易割当を含む国際紡織製品貿易割当に関する国際組織及び国際貿易協定に加入するこ

とができる。

第一二〇条 香港特別行政区が獲得した、及び以前に獲得し現在なお有効な輸出割当、優遇関税及び達成された其他の類似した措置について、全て香港特別行政区がこれを享有する。

第一二一条 香港特別行政区は、その時点における原産地規則に沿って、当地生産品に対し、原産地証明を発行することができ。

#### 第四節 工業及其他業種

第一二二条 香港特別行政区は、工業及其他業種に対し、自由、開放の政策を実施する。

第一二三条 香港特別行政区政府は、環境と条件を提供し、工業の投資と技術の進歩を奨励し、同時に新興産業を開拓する。

第一二四条 香港特別行政区政府は適当な政策を制定し、商業、観光業、不動産業、運輸業、公共事業、サービス業、農漁業等各種生業の発展を促進及び協調させる。

#### 第五節 土地契約

第一二五条 香港特別行政区政府は、自ら土地の開発、管理と使用に関する政策を制定することができる。

第一二六条 香港特別行政区成立前既に租借を許可、決定或は期間更新し、その期限が一九九七年六月三十日を超過するすべての土地契約と関連する一切の権利は、すべて香港特別行政区の法律により、引続きそれに承認と保護を与える。

第一二七条 一九八五年五月二十七日から一九九七年六月三十日までの期間租借を許可したもの、或は原来期間更新延長の権利がないもので期間更新延長されたもの、一九九七年六月三十日の租借期間を超過し、二〇四七年六月三十日を越えないすべての土地契約については借受人は一九九七年七月一日以降地値の差額を支払わない。但し毎年当該土地の当日課せられるべき租借値差額百分の三相当の租借料を支払う。以後支払われるべき租借値の変化に従って租借料を調整する。

第一二八条 古くからの慣習に依る土地使用、農村の宅地、農村の小屋に占有されている土地或は類似の農村の土地については、当該土地が一九八四年六月三十日以後の借受人、或は当該日以後に租借されたときの借用人で、其の父系が

一八九八年における香港の従来の農村住民である場合、その土地の租借人がやはりその本人であるか、或は合法的父系相続人である限り、地代は将来にわたって変更されない。

第一二九条 香港特別行政区成立以後、契約期限が満了し、期限を更新延長する権利を有しない土地契約については、香港特別行政区が自ら法律及び政策を制定してこれを処理する。

## 第六節 海運

第一三〇条 香港特別行政区は従来香港で実施されている海運の運営と管理体制を維持する。

香港特別行政区政府は自ら海運関係に対しての具体的職能と責任を規定する。

第一三一条 香港特別行政区は中央人民政府の授權を経て、引続き船舶の登録を行い、又その定めた法律に依り「中国香港」の名義で関係証書を発行する。

第一三二条 外国軍用艦船が香港特別行政区に入港する際、中央人民政府の特別許可を経る外は、其他船舶については香港特別行政区の法律に基づいて港灣を出入することができ、

第一三三条 香港特別行政区の私営海運企業及び海運関連企業と私営コンテナ埠頭は、引続き自由に経営することができ、

## 第七節 民用航空

第一三四条 香港特別行政区政府は、条件を提供し必要な措置を講じて、その国際及び区域航空運航の中心としての地位を維持しなければならない。

第一三五条 香港特別行政区は引続き従来香港において施行されている民用航空管理制度を施行し、中央人民政府の航空機国籍標識及び登録標識の規定に従い、当地の航空機登録簿を設置する。

外国軍用航空機が香港特別行政区に進入するとき、中央人民政府の特別許可を経なければならない。

第一三六条 香港特別行政区は自ら民用航空の日常業務と空港管理を含む技術管理に責を負い、香港特別行政区飛行情報区内において航空交通サービスを提供し、国際民用航空組織の区域的運航区分順序に規定された職責を履行する。

第一三七条 中央人民政府は香港特別行政区政府と協議の上、香港特別行政区において登録し、且つ香港特別行政区

を主要営業地としている航空会社と中華人民共和国の其他航空会社のために、香港特別行政区と中華人民共和国の其他地区との間の往復航空定期便を提供する。

第一三八条 中華人民共和国其他地区と其他国家及び地区との往復、且つ香港特別行政区を経由停留する路線、並びに香港特別行政区と其他国家と地区との往復並びに中華人民共和国其他地区を経由停留する路線の民用航空に関するすべての運航協定は中央人民政府がこれを締結する。

中央人民政府は本条第一項に挙げた国際民用航空運輸協定を締結する際、香港特別行政区の特殊事情と経済利益を考慮し、且つ香港特別行政区政府と協議する。

中央人民政府が外国政府と、本条第一項に挙げた運航便に関する交渉を行う際、香港特別行政区政府の代表は中華人民共和国政府代表団の構成員として参加することができる。

第一三九条 香港特別行政区政府は、中央人民政府の具体的授權を経て、

(一) 既存の民用航空運輸協定と協議について更新或は修正を行う。

(二) 新規の民用航空運輸協定締結のための談判、即ち香港

特別行政区において登録し、且つ香港を主要営業地としている航空会社のために路線を提供すること、並びに經由及び技術的な停留を行う権利のための交渉。

(三) 民用航空運輸協定を締結していない外国或は地区との間で臨時取決めを締結するための交渉。

中国大陸を往復或は經由せず、単に香港特別行政区を往復或は經由する定期便については、すべて本条に規定する民用航空運輸協定或は臨時取決めによつて、それを規定する。

第一四〇条 中央人民政府は香港特別行政区政府に授權を行

い、  
(一) 其他当局と本法第一三九条に挙げた民用航空運輸協定と臨時協議に定めた諸々の事項の執行に関する協議と取決めを行う。

(二) 香港特別行政区において登録し、且つ香港特別行政区を主要営業地とする航空会社に対して免許を発行する。

(三) 本法第一三九条に挙げた民用航空運輸協定と臨時協議に依つて航空会社を指定する。

(四) 外国航空会社に対し、中国大陸を往復又は經由するものを除く其他の運航便に許可証を発行する。

第一四一条 香港特別行政区域成立前、香港において登録し且つ香港を主要営業地とする航空会社と民用航空に関連する業務は、引続き経営することができる。

## 第六章 教育、科学、文化、体育、宗教、 労働と社会サービス

第一四二条 香港特別行政区は従来香港において実施されている教育制度を維持する。

第一四三条 香港特別行政区政府は自ら教育体制と管理、教  
学言語、経費の配分、試験制度、学位制度と学歴の認定を  
含む教育政策を制定する。

社会团体と個人は法に依り、香港特別行政区において各  
種教育事業を興すことができる。

第一四四条 各類別の学校はすべてその自主性を保持し、且  
つ学術研究の自由を享有し、引続き香港特別行政区以外の  
地域から教職員を招聘し、教材を選定することができる。  
宗教団体が経営する学校は引続き宗教課程の開設を含む宗  
教教育を提供することができる。

学生は学校選択の自由と香港特別行政区以外の地域で就  
学する自由を享有する。

第一四五条 香港特別行政区政府は医療衛生サービスと漢方  
及び西洋医薬の発展を促進し、社会团体と個人が各種医療  
衛生サービスを提供することを奨励する。

第一四六条 香港特別行政区政府は自ら科学技術政策を制定  
する。香港特別行政区は、法律で科学技術の研究成果、特  
許と発明、創作を保護する。

香港特別行政区政府は自ら香港に適用される各種科学、  
技術の標準と規格を確立する。

第一四七条 香港特別行政区政府は自ら文化政策を制定し、  
作者が文学、藝術創作において獲得した成果と合法的  
権益を保護する。

第一四八条 香港特別行政区政府は宗教団体の内部事務に関  
与しない。香港特別行政区法律と抵触していない宗教活動  
は制限しない。

宗教団体は法に依り、財産の取得、使用、処分、相続及  
び資金援助を受ける権利を享有する。財産関連の従来の権  
益は引続き維持し保護を与える。

宗教団体は従来の方法に従って引続き宗教学校、其他学  
校、病院及び福祉機構を経営し、其他の社会サービスを提  
供できる。

第一四九条 香港特別行政区の宗教組織と信徒は、其他地方の宗教組織及び信徒と関係を維持、発展させることができる。

第一五〇条 香港特別行政区政府は自ら条例を制定して各種専門業の就業資格を審査しその資格認定を行う。従来香港で実施されている審査と資格認定方法はこれを保持、改良することができる。

香港特別行政区成立前、既に専門業及び就業資格を得たものは、その従来の資格を保持することができる。

香港特別行政区は、特別行政区成立前既に承認された専門業及び専門業団体が承認する専門業団体による自ら審査を行い専門業資格を授与することを引続き承認する。

香港特別行政区政府は社会発展の需要と関係方面への諮問意見により、新規の専門業と専門業団体を承認することができる。

第一五一条 香港特別行政区は自ら体育政策を制定する。香港従来の民間体育団体は、法に依り引続き存在発展することができる。

第一五二条 香港特別行政区は従来香港において施行されている教育、医療、文化、藝術、娯楽、体育、社会福祉、社

会サービス等の機構に対する資金援助政策を維持する。

従来香港の各援助機構に勤務している人員は、すべて従来の制度に基づき、引続き任用される。

第一五三条 香港特別行政区政府は、従来の社会福祉制度を保持し、又経済的条件と社会的需要により、自らその発展と改良の政策を制定する。

第一五四条 香港特別行政区において、社会奉仕に従事するボランティア団体は、法により自らそのサービス方式を決定することができる。

第一五五条 香港特別行政区は、経済発展と社会的需要及び労資協議の実際情況により、自ら勤労者に関する法律と政策を制定する。

第一五六条 香港特別行政区の教育、科学、技術、文化、体育、専門業、社会福祉等方面の民間団体と宗教団体は中国内地の対応する団体との関係では、相互に隷属せず、相互に干渉せず及び相互に尊重する原則を遵守しなければならない。

第一五七条 香港特別行政区の教育、科学、技術、文化、体育、衛生、専門業、労働、社会福祉及び宗教等組織は、世界各国、各地域及び関係国際組織との関係を維持、発展さ

せることができ、各当該組織は必要に応じ「中国香港」の名称を冠して関係活動に参加することができる。

## 第七章 対外事務

第一五八条 香港特別行政区政府の代表は、中華人民共和国政府代表団の構成員として、中央人民政府によって進められている香港特別行政区と直接関係のある外交交渉に参加することができる。

第一五九条 香港特別行政区は、経済、貿易、金融、海運、通信、観光、文化、体育等の分野において「中国香港」の名称で単独に世界各国、各地区及び関係国際組織と関係を維持発展させ、関連する協定を締結、履行することができる。

第一六〇条 国家単位で参加し、香港特別行政区と関係あるしかるべき地域の国際組織と国際会議に対して、香港特別行政区は代表を派遣し中華人民共和国政府代表団の構成員として、或は中央人民政府と上述の国際組織或は国際会議において承認された身分で参加し「中国香港」の名称で意見を発表することができる。

香港特別行政区は、国家を単位としない国際組織及び国際会議に「中国香港」の名称で参加することができる。

中華人民共和国が既に加入し、香港も何らかの形式で加入している国際組織については、中央人民政府は、香港特別行政区が何らかの形式で、これらの組織の中における地位が引続き維持できるように、中央人民政府は必要な措置を講じる。

中華人民共和国が未だ加入せず、香港が何らかの形式で参加している国際組織については、中央人民政府は必要に応じ、香港特別行政区を適当な形式で引続きこれらの組織に参加させる。

第一六一条 中華人民共和国が締結した国際協定は、中央人民政府が香港特別行政区の情況と必要性について、香港特別行政区政府の意見を徴した後、香港特別行政区に適用されるか否かを決定する。

中華人民共和国が未加入の国際協定で、既に香港に適用されているものについては引続きこれを適用する。中央人民政府は必要に応じ、香港特別行政区政府に授權或は協力して適当な措置をとり、其他関連国際協定を香港特別行政区において適用せしめる。

第一六二条 中央人民政府は香港特別行政区政府が法律に基づいて、香港特別行政区永久的住民身分証を所持する中国公民に対し、中華人民共和国香港特別行政区旅券を発行し、香港特別行政区の其他合法的居住者に対し中華人民共和国香港特別行政区の其他旅行証明書を発行することを授權する。上述の旅券と証明書は、各国各地域に旅行するのに有効であり、且つその所持人が香港に帰る権利を有することを明記する。

世界各国或は各地域の人の入境、滞在及び出境に関し、香港特別行政区政府は出入境管制を実施することができる。第一六三条 中央人民政府は香港特別行政区政府が各国或は各地域と査証相互免除協定を締結することについて協力或は授權をする。

第一六四条 香港特別行政区は必要に応じて外国に公式或は準公式の經濟及び貿易機構を設置することができ、それを中央人民政府に報告する。

既に中華人民共和国と正式に外交関係のある国家が香港に設置した領事機構と其他公式機構はこれを維持することができる。

未だ中華人民共和国と正式外交関係のない国家が香港に

設置した領事機構と其他公式機構は情況により、その維持を許可し、或はそれを準公式機構に改める。

未だ中華人民共和国によって承認されていない国家は、香港において民間機構のみを設立することができる。

## 第八章 香港特別行政区の区旗、区章

第一六六条 香港特別行政区は国旗と国章を掲げる他、区旗と区章を使用することができる（草擬中）。

第一六七条 香港特別行政区の区旗（草擬中）。

第一六八条 香港特別行政区の区章（草擬中）。

## 第九章 本法の解釈と修正

第一六九条 本法の解釈権は全国人民代表大会常務委員会に属する。

全国人民代表大会常務委員会が、本法の条項に対して解釈を行ったとき、香港特別行政区裁判所は当該条項を引用する際、全国人民代表大会常務委員会の解釈を基準にしなればならない。但し、それ以前に行われた判決はその影



響を受けない。

香港特別行政区裁判所が審理を行うとき本法の条項に対して解釈を行うことができる。事件が国防・外交及び其他中央人民政府所管の事務関連条項の解釈に涉つたとき香港特別行政区裁判所は最終判決を行う前に全国人民代表大会常務委員会に対し、当該解釈を行うよう要請しなければならない。

全国人民代表大会常務委員会は、本法に対して解釈を行う前に、香港特別行政区基本法委員会の意見を徴する。

第一七〇条 本法の改正権は全国人民代表大会に属する。

本法の修正提案権は全国人民代表大会常務委員会、国务院及び香港特別行政区に属する。香港特別行政区の修正議案は、香港特別行政区選出の全国人民代表大会代表の三分の二の多数、香港特別行政区立法機関全講成員三分の二の多数及び香港特別行政区行政長官の同意を経た後、香港特別行政区から全国人民代表大会へ出席する代表団を経て、全国人民代表大会に提出する。

本法の修正議案が全国人民代表大会の議程に編入される前、先に香港特別行政区基本法委員会において検討し、意見を提出する。

本法のいかなる修正も、すべて中華人民共和国の香港に對する既定の基本方針、政策に抵触してはならない。

## 第十章 附則

第一七一条 香港特別行政区第一代の政府と立法會議は、国家主権の体現と平穩な過渡期の原則に基づき、**附屬文書三**「香港特別行政区第一代政府及び立法會議の産出方法」の規定によって成立する。

第一七二条 香港特別行政区が成立したとき、香港従来の法律で、全国人民代表大会常務委員会から本法に抵触すると宣告されたもの以外は、香港特別行政区法律として採用する。以後本法に抵触する法律があると認められたときは、本法の規定と手続によりそれを取消すか或は修正することができる。

香港従来の法律の下で効力を有する文書、証書、契約及び權利義務は本法に抵触しない限りにおいて引続き効力を有し、香港特別行政区法律の承認と保護を受ける。

## 附屬文書 一

### 香港特別行政区行政長官の産出方法

(案一)

- 1、香港特別行政区行政長官は、当地において、広大な代表性を有する選挙団の選挙によつて産出する。
- 2、選挙団は香港各界の代表より成り、その構成員は立法機関の構成員、各区域組織の代表、各法定団体と永久的非法定団体の代表、各種職能別の代表（工商、金融、専門業、教育、勤労者、宗教、社会サービス及び公務員等の分野を含む）を含み、約六〇〇人とする。
- 3、選挙団内の各社団と組織はその内部の規定に従い、民主的手続によつてその代表を選出する。選出された代表は、個人の身分で投票を行い、一人が複数の組織の代表を兼ねることができない。任期は選挙が完了するまでとし、即解散する。
- 4、選挙団に指名委員会を設け、選挙団構成員から二〇人を互選して組織される。指名委員会構成員は行政長官候補たり得ない。亦行政長官選挙の投票権もない。
- 5、選挙団は指名委員会の指名候補に対し投票を行い、候補者は過半数票を得て、はじめて当選できる。初回投票

で過半数票を得るものがない場合、上位二名の候補者に対して第二回投票を行う。選挙団の選挙によつて産出した行政長官人選は中央人民政府に報告し、任命される。

- 6、選挙細則は香港特別行政区政府が法律でこれを定める。

(案二)

- 1、香港特別行政区行政長官は、十分の一を下回らない立法機関構成員の指名により、全香港の普遍的、直接的選挙によつて産出する。
- 2、立法機関構成員は行政長官候補者指名につき一人、一候補者のみ指名できる。
- 3、行政長官の選挙は、真正、定期の選挙でなければならない。選挙権は普遍的で平等でなければならない。選挙は無記名方式で行い、選挙民の自由意思の表現を保証する。
- 4、当選した行政長官が立法機関、行政機関或は司法機関の構成員であったとき、当選後、ただちに原来の職務を辞任しなければならない。
- 5、行政長官の選挙細則は、香港特別行政区が法律でこれを定める。

(案三)

- 1、香港特別行政区行政長官は、職能選挙団より、一人一

票の方式で選出される。

2、職能選挙団の構成員は六百人を越えない。香港特別行政区永久的住民で且つ政府の運営、社会サービスに影響をもつ工商、金融、専門業、勤労者等団体が相互に代表を選出し組織する。その比率は

工商・金融団体

二五%

専門業団体

三五%

勤労者団体

一〇%

宗教・社会及び慈善サービス機構

一五%

町内組織、小売団体

一五%

3、本法第四十四条の規定する資格を有し、且つ五十名の香港永久的住民の推薦を受けた人は、香港特別行政区行政長官の候補者となることができる。

4、選挙団の構成員は、推薦人又は候補者たり得ない。推薦人は選挙団に参加したり候補者となることはできない。候補者は選挙団の構成員或は其他候補者の推薦人となることができる。

(案四)

1、初代行政長官の産出に別規定がある他、当初の数代(約二、三代)行政長官は顧問団の協議により産出する。

顧問団は顧問五〇〜一〇〇人より成り、顧問の人選は

香港各界より推薦され、行政会議の評議を経て、行政長官が中央に要請、批准を経て任命される。(顧問は政治制度下の専門職顧問であり、他の専門顧問と区別される)

各回の顧問団は前行政長官の任期満了六箇月前に選出される。但し、顧問団の同意及び中央の同意を経て、現職の行政長官が再任されるときは、次回の顧問団を選出しなくてもよい。

2、以後の各代行政長官は選挙団の選挙によって産出する。

選挙団は退任した歴代の立法會議構成員、行政會議構成員、行政長官及び中央の任命を経た主要公務員より成り、二五〇人に達した後はじめて成立する。以後各代毎に増加するが、最多人数は五〇〇人を超えてはならない。超過したときは、就任の前後に従って順次退任し、もし就任の前後が同じである場合は年長者が先に退任する。行政長官候補者は顧問団の協議を経て三人を指名し、中央の同意を得た後、選挙団の選挙によって産出する。

(案五)

1、行政長官は「香港特別行政区行政長官推薦委員会」により協議し或は協議の後投票手続により三名の候補を推挙

し、全香港選挙民による一人一票の普通選挙で産出する。

2、「香港特別行政区行政長官推薦委員会」は香港永久的住民より組織される、広大な代表を有しなければならない。構成員は全国人民代表大会香港地区代表、全国政治協商会議香港地区委員、立法機構及び区域組織代表、各階層分野の代表を含む。

3、「行政長官推薦委員会」の組織比率は次の通りである。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 工商、金融界代表          | 二五% |
| 専門業団体代表           | 二五% |
| 勤労、基礎階層、宗教団体代表    | 二五% |
| 立法機関構成員           | 一二% |
| 区域組織構成員           | 八%  |
| 人民代表大会代表、政治協商會議委員 | 五%  |
- 4、「行政長官推薦委員会」は協議或は投票手続きの制定に責を負い、行政長官候補者の推薦にあたる。推薦委員会の委員は行政長官候補者たり得ない。
- 5、「行政長官推薦委員会」構成員は、各分野の法定団体或は永久的の非法定団体から選出、推挙或は協議により産出する。推薦委員会の規約は香港特別行政区が法律を制定して定める。

6、一人一票の普通選挙方式で選挙を行う選挙民の登録、投票手続き等の事項は、香港特別行政区が法律でこれを定める。

## 附属文書 二

香港特別行政区立法會議の産出方法

(案一)

- 1、香港特別行政区立法機関は八十人より成る。比率は次の通りとする。職能団体選出の構成員五〇%、地区から直接選出された構成員二五%、選挙団選出の構成員二五%。
- 2、選挙団と推薦委員会の組織は「香港特別行政区行政長官の産出方法」(案一)の規定と同じである。推薦委員会の主席は行政長官が担任する。
- 3、上述の三通りの選挙方式の中で、各選挙民は、その中の一通りの選挙にのみ参加し、且つただ一通りの選挙方式の中でしか候補者となることができない。
- 4、立法機関の構成員の任期は四年とし、二年毎に半数を改選する。職能団体は二年毎に半分の議席を改選し、地区直接選出のものと、選挙団選出のものは順繰りに二年

毎に選挙を行う。(地区の直接選挙と行政長官の選挙は同じ年となる)。

5、地区性直接選挙——全香港を一〇の選挙区に分け、各区2議席とし、得票の最も多い上位二人を当選とする。

6、選挙細則は香港特別行政区政府が法律でこれを定める。

(案二)

1、香港特別行政区立法機関の組成を、次の通り配分する。

百分の五〇を下回らない構成員を普遍的直接的選挙で選出する。百分の二五を超えない構成員を職能団体の選挙で選出する。百分の二五を超えない構成員を区域組織(即ち区議会、市政局と区域市政局或は類似する機構)の選挙で選出する。

2、立法機関の直接選挙は真正で定期の選挙でなければならない。選挙権は普遍的で且つ平等であることを要し、選挙は無記名方式により行い、選挙民の意思の自由表現を保証する。

3、立法機関の選挙細則は香港特別行政区が法律でこれを定める。

(案三)

1、香港特別行政区立法機関構成員を六〇人とする。

2、三〇%、(即ち一八人)の構成員を顧問団が推薦する非

顧問が担任し、その中で少なくとも三分の一(即ち六人)は主要公務員とし、其他(約三分の二)は行政会議構成員及び社会の一般の人員。(顧問団から産出した立法機関構成員は、行政会議構成員及び主要公務員を含むことを要し、それにより、行政と立法機関の連繋を行う。)

3、四〇%(即ち二四人)は職能団体から選出する。

4、三〇%は各地区から直接選出する。直接選挙によって産出した立法機関構成員の人数は顧問団産出の立法機関構成員人数及び産出時間がほぼ同じでなければならない、それによってバランスを保持する。(顧問団産出の方法が採用されないときは、地区直接選挙もあり得ない)

5、上述3、4、二項の詳しい選挙規則は法律によってこれを定める。

(案四)

1、香港特別行政区立法機関の組成

工商界	三〇%
専門業	二五%
基礎階層組織	二〇%
地域性普通選挙産出	二五%

2、組成の比率は四類に分ける。第一、第二、第三の三つの大きい類、更に各分野別、各分野の区分及び産出の立法機関構成員の人数は香港特別行政区が法律でこれを定める。

三つの大きい類の立法機関構成員はすべて法により各法定団体から産出する。

各団体は名額の分配に従って、自ら次の何れかの方式の採用を決定し、立法機関構成員を選出する。

(一)各会員が一人一票の直接選挙により選出する。(二)団体会員は一組織一票の間接選挙で選出する。(三)会員大会が理事会に授權を行い、間接選挙で選出する。

3、地域的普通選挙の選挙区区分、選挙民登録、投票手続き、候補者推薦方式等の事項は、香港特別行政区が法律でこれを定める。

### 附属文書 三

香港特別行政区第一代政府及び立法

会議の産出方法

1、一九九六年内に、全国人民代表大会は香港特別行政区準備委員会を設立し、香港特別行政区成立に関連する事

項の準備に責を負い、第一代政府産出の具体的方法を決定する。準備委員会は内地委員と百分の五〇を下回らない香港委員によって組織され、主任委員と委員は全国人民代表大会常務委員会がこれを委任する。

2、香港特別行政区準備委員会は「香港特別行政区第一代政府推薦委員会」を組織することについて責を負う。

「推薦委員会」はすべて香港永久的住民によって組織され、広大な代表性を有することを要し、構成員は中華人民共和国全国人民代表大会香港地区代表、全国政治協商会議香港地区委員、香港特別行政区成立前かつて香港の行政、立法諮問機構において在職し、且つ實際経験のある人員及び各階層分野の中で代表的な人々を含むものとする。

「推薦委員会」組織の比率は、暫定的に次の通りであることを建議する。

工商、金融界 二五%

専門業 二五%

勤労者、基礎階層、宗教界 二五%

元政界経験者 二〇%

人民代表大会代表、政治協商會議委員 五%

3、「推薦委員会」は手続き、順序を草擬し、当地において協議の方式或は協議の後、候補者を推薦して選挙を行い、第一代行政長官を推挙して、中央人民政府に報告し任命を行う。第一代行政長官の任期は通常任期と同様である。

4、第一代香港特別行政区政府は香港特別行政区行政長官が本法の規定に従って、組織する責を負う。

5、香港特別行政区第一代（或は臨時の）立法機関は「推薦委員会」が選挙によって産出する。元香港立法局の議員はすべて香港特別行政区第一代（或は臨時の）立法機関の候補となることができる。

香港特別行政区第一代（或は臨時の）立法機関構成員の任期は二年とする。

6、香港特別行政区第一代行政長官は一九九七年七月一日宣誓し就任する。

香港特別行政区第一代政府と立法機関は一九九七年七月一日同時に成立する。

#### 原文注

① 委員達は、全国人民代表大会が基本法を發布するとき、

国务院から香港特別行政区の行政区域図を發布することを建議している。

② 中央と香港特別行政区の関係に関する専門グループの香港特別行政区基本法委員会を組織することについての建議。

(一) 名称：全国人民代表大会常務委員会香港特別行政区基本法委員会。

(二) 隸属関係：全国人民代表大会常務委員会の下部機構。

(三) 任務：次の問題について検討を行い、それを全国人民代表大会或は全国人民代表大会常務委員会に対し意見を提出する。

(1) 香港特別行政区立法機関の制定した法律が、基本法及び法定手続に合致するか否かの問題。(第十六条)

(2) 全国的な法律が香港特別行政区において適用されることに関する問題。(第十七条)

(3) 基本法解釈に関する問題。(第一六九条)

(4) 基本法修正に関する問題。(第一七〇条)

(四) 組織：全国人民代表大会常務委員会によって任命された内地と香港の構成員、法曹界のものを含めて組織

され、その人数と比率は検討を待つ。

- ③ 香港特別行政区行政機関各部門の名称に関し、次の通り暫定する。1、政務司、財務司、律政司の三つの重要な司を「司」と称し、其の長を各々政務司司長、財政司司長、律政司司長と称する。2、政策を立案擬定する権能を有する部門を「局」と称する。例えば金融局、工務局、交通運輸局、教育統轄局、銓叙局等。3、行政事務に責を負い政策を立案擬定しない部門を「処」と称する。例えば警務処、外事処、入境事務処等。4、その職務が比較的独立した性格を有する部門を「署」と称する。例えば廉政公署、審計署等。

- ④ 委員達は主要公務員は通常公務員の中から選ぶべきであると考えている。但し公務員以外の一般人の中から選ぶこともできる。後者が主要公務員に就任している期間、契約公務員として待遇し、任期満了後ただちに公職を離れる。主要公務員の職務の移動及び司局級公務員の編制を増加させるときは中央に報告し、その批准を得なければならぬ。

- ⑤ 委員達は立法会議の英文訳名はやはりLEGISLATIVE COUNCILであることを同意している。

- ⑥ 立法機関の構成員が、行政機関の主要公務員に任命された後、その立法機関構成員の職務を辞任すべきか否かはなお検討を要する。

- ⑦ 香港特別行政区裁判所の裁判官は区域裁判所以上の裁判官を指す。其他司法職員は裁判署法廷及び専門法廷の審判員を指し、其他の司法組織に在職している人員はすべて公務員に属する。

- ⑧ 委員達は、若し三層構造を保留したならば区議会もやはり地区性諮問機構であると考えている。